

令和8年度

四日市市立羽津小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは決して許される行為ではありません。毅然として対処していく必要があります。そして、何よりもいじめを防止するシステムを構築しなければなりません。四日市市立羽津小学校は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第12条に基づく「国のいじめ防止等のための基本的な方針」や「三重県いじめ防止基本方針」、「四日市市いじめ防止基本方針」を踏まえて、「四日市市立羽津小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。また、令和5年の「三重県いじめ防止基本方針」、令和6年の国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を受け、「四日市市基本方針」が再び改定されたことを踏まえて、「四日市市立羽津小学校いじめ防止基本方針」を見直し、いじめの防止を推進する体制を見直しました。その後、令和6年国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂後に四日市市の「四日市基本方針」が再び改定されたことを受け、「四日市市立羽津小学校いじめ防止基本方針」を再度見直しました。

第1章 学校いじめ防止基本方針策定の基本となる考え方

1. いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。いじめ防止対策推進法第2条

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめを受けていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せずして相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校はいじめという言葉を使わずに指導する等柔軟な対応も可能である。

2. いじめ防止についての基本となる考え方

- (1) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こる可能性がある。
- (2) いじめを防止するためには保護者、地域、関係機関と連携して指導にあたる必要がある。
- (3) いじめを許さない環境づくりを進めていく必要がある。

第2章 学校におけるいじめの防止のための取組

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・

活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行います。あわせて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係や、いじめを許さない環境づくりに努めていきます。

1. 集団づくり

(1) 自尊感情を高める

心の通じ合うコミュニケーションを高め、自分が大切にされていることを実感し、自分とかわっている人々を大切に作る気持ちを育みます。

(2) 規範意識を高める

道徳教育や学級のさまざまな活動を通して、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることで規範意識を育てます。

(3) 良好な人間関係のある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にし、日々の授業や行事等において、児童が共に高め合い、活躍できる場面を設定します。

2. 授業づくり

(1) 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。

(2) 学びの一体化による学び合う「授業づくり」

保育園幼稚園小学校中学校がさまざまな機会で交流し、お互いに学び合う学習を推進します。

3. いじめ防止の啓発

(1) 教職員向け手引き「いじめに関する指導の手引き」を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修を実施していきます。

(2) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのないこどもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。

(3) 児童がいじめについて理解を深めいじめをなくすためにどのような行動をとるべきかについて、いじめ予防授業を行います。

(4) 児童会の啓発活動の一環として、又は図画工作の授業の道徳的な教材として、「いじめ防止啓発ポスター」等を作成する等、全校で意識の高揚を図ります。

(5) インターネットやスマートフォン等によるネットいじめ啓発を行います。

①小学校低・中・高学年用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」（学校・園データベース参照）を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。

②教職員がインターネットを通じて行われるいじめ対策として、メディアリテラシーに関する研修会に積極的に参加します。

③PTA活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。

(6) 各種相談機関を周知します。

①いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）

いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）

不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）（教育委員会）

②青少年とその家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）

③人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）

④被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）（北勢少年サポートセンター）

⑤児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）

⑥文部科学省24時間こどもSOSダイヤル（0120-0-78310）（全国共通ダイヤル）

⑦SNS相談アプリ（スタンドバイ）

第3章 早期発見・早期対応の取組

1. 早期発見

些細な兆候であってもいじめではないかとの認識をもって、早い段階から当該児童や保護者との確かな関りを持ち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

(1) 日常的な取組み

①教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、生活ノート等も活用しています。

②管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。

(2) 児童に、「いじめ調査」と面談を毎学期一回以上実施し、いじめの状況を把握します。いじめの認知件数が零であった場合は当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認します。

(3) 児童に「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握します。

(4) 教育相談を実施します。「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」をもとにして、教員が面談による教育相談を行います。

(5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、いじめを受けた児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、いじめを行った児童のケアも行います。

(6) 学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援します。

(7) いじめに関する通報および相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護します。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行います。

(8) 緊急ないじめを受けた児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。

2. 早期対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に速やかに連絡するとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめの解消要件は、いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも三ヵ月）経過していること、およびいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対して面談等で確認することとします。

第4章 いじめ防止のための校内組織と体制

1. いじめ防止対策委員会

- (1) 構成員は、管理職、各学年代表、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて学校づくり協力者会議代表や学校運営協議会代表の委員会参加を依頼します。
- (2) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ調査や QU 調査等で情報を収集し事実確認を迅速にすすめます。
- (3) いじめの事実を詳しく正確に調査し、情報を集約整理して、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
- (4) 解決を図るために、児童に対する指導や保護者との連携を進めます。また、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (5) 学校関係者・関係団体との連携
学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。
 - ① P T A 及び四日市版コミュニティスクールと協働しています。
 - ② 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
 - ③ 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
 - ④ 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

2. 教育相談体制と生活指導体制の充実

- (1) 教育相談体制
管理職、特別支援コーディネーター、生活指導担当が教育相談の計画と管理を行います。
- (2) 生活指導体制

管理職、生活指導担当、各学年主任、該当担任が問題に対応します。

第5章 保護者と児童の役割

1. 保護者

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめを防止します。

- ①いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は周囲の大人に相談するように育てる。
- ②児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々等児童を見守っている大人との連携に努めるとともに、協同していじめを許さない環境づくりに取り組みます。
- ③子どもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は保護者が責任を持って使用方法や使用時間等の管理を行う。

2. 児童

- ①一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他人に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的かつ自主的にいじめの防止に向けた行動ができるように努めます。
- ②周囲にいじめの可能性があるとと思われるときは、関係する児童に声をかけることや、周囲の人に相談すること等いじめを許さない立場に立ち行動するように努めます。

第6章 重大事態発生時の対処

1. 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2. 重大事態発生時の対処

- (1) 重大事態発生時の通報を受けた場合は、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支える姿勢で対応する。

- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、対応について話し合う。
- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含めて対応について話し合う。
- (5) 周囲の児童から聞き取りを行い、傍観的な立場にいることがいじめの助長につながることを等学年、学級で指導する。
- (6) 教育委員会に速やかに連絡し、対応策や連携範囲等について指導助言を受ける。
- (7) 犯罪行為等重大事態の場合、教育委員会の指導を受けながら、関係機関と連携する。
- (8) 重大事態に対応する組織として「学校いじめ防止対策委員会」を「重大事態対策委員会」として機能させます。以下のことについて対応を協議し実行する。
 - ① 関係児童の把握と聞き取り
 - ② 関係保護者との話し合い、聞き取り、報告
 - ③ 児童の聞き取り・アンケート等の実施と情報の把握（第28条の調査）
 - ④ 教育委員会、警察、児童相談所、臨床心理士等関係機関との連携
 - ⑤ 全校児童への対応
 - ⑥ 全校保護者への対応
 - ⑦ プライバシー等情報管理
 - ⑧ マスコミ対応
 - ⑨ 事後の指導対策プログラム作成